

福井県地域医療対策協議会開催要領

(目的)

第1条 医療法第30条の23第1項の規定に基づき、本県における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項を協議するため、福井県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 協議会の委員は、医療法第30条の23第1項に掲げる者の中から、福井県健康福祉部長が選任する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療従事者の確保に関すること。
- (2) 医師確保が困難な医療機関への対応に関すること。
- (3) その他必要とされる医療の確保に関すること。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福井県健康福祉部健康医療局地域医療課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年12月20日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。